

東日本ビジネス交流協同組合

組合加入申込書（組合員・賛助会員）

この度、貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。

組合員番号 _____ 組合加入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※下記太枠内のご記入をお願い致します。

フリガナ				
法人名	⑩	資本金額	万円	
フリガナ			代表者携帯電話番号	
肩書・代表者名	⑩			
フリガナ				
法人所在地	〒 _____			
	TEL _____		FAX _____	
フリガナ				
請求書郵送先	〒 _____			
	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ			
	TEL _____		FAX _____	
フリガナ			ご連絡メールアドレス	
担当者氏名				
フリガナ				
代表者 自宅住所	〒 _____			
	TEL _____		FAX _____	
事業内容			従業員数 (パート・アルバイト を除く)	人
許認可番号				
加入金/初回	円	備考		
保証金	円			
組合費/月	円			

支部名 _____

【必要書類】

法人

- ・履歴事項全部証明書（3ヶ月以内）の写し
- ・代表者様本人確認書類（免許証（裏面も）、保険証（裏面も）、住民票等）の写し

自営業・個人事業主

- ・確定申告書（税務署受付印要、直近のもの）の写し
- ・代表者様本人確認書類（免許証（裏面も）、保険証（裏面も）、住民票等）の写し

※組合規程等により、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承くださいませ。

定 款

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(地 区)

第2条 本組合の地区は、東京都、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う事務機器、情報機器、事務消耗品及び燃料の共同購買
- (2) 組合員のためにする交流会の開催事業
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- (4) 組合員のためにする高速自動車国道及び一般有料道路の通行料金支払い代行
- (5) 組合員のためにする損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する事業
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 木造建築工事業、印刷業、出版業、理化学機械器具製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、一般貨物自動車運送業、海運中立業、鉱物・金属材料卸売業、一般機械器具卸売業、電気機械器具卸売業、洋品雑貨・小間物小売業、自動車小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、花・植木小売業、陶磁器・ガラス器小売業、建物売買業、土地売買業、食堂、レストラン、喫茶店、一般診療所、歯科診療所、学習塾、教養・技能教授業、税理士事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、興行場、興行団、娯楽に附帯するサービス業、広告代理業、警備業又はディスプレイ業を行う事業者であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること。

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

1 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第6条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第7条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

1 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

(除 名)

第8条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員、本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員、犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻)

第9条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第10条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

1 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(延滞金)

第11条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(出資1口の金額)

第12条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第13条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第14条 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

1 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。